

リスクシナリオ

町においては、国の 45 のリスクシナリオ及び県の 37 のリスクシナリオと整合性を図りつつ、以下のとおり 30 のリスクシナリオを設定します。

■リスクシナリオ一覧

事前に備えるべき目標 (行動目標)	リスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態)
1 被害の発生抑制により人命を保護する	1-1 火災により、多数の死傷者が発生する事態
	1-2 建築物の倒壊により、多数の死傷者等が発生する事態
	1-3 異常気象等に伴う災害により、多数の死傷者が発生する事態
	1-4 大規模な土砂災害等により、多数の死傷者が発生する事態
	1-5 災害対応の遅延等により、多数の要救助者・行方不明者が発生する事態
2 救助・救急・医療活動により人命を保護する	2-1 救助・捜索活動が大量に発生し、遅延する事態
	2-2 医療需要が急激に増加し、医療機能が麻痺・停止する事態
	2-3 疫病・感染症等が大規模発生する事態
	2-4 地域の共助体制の機能不全により、死傷者が増大する事態
3 必要不可欠な行政機能を確保する	3-1 町の行政機能が低下する中で、応急対応への行政需要に適切に対応できない事態
4 交通ネットワーク、情報通信機能を確保する	4-1 建築物の倒壊等により、道路が閉塞する事態
	4-2 信号機停止等により、多数の道路で通行障害が発生する事態
	4-3 人の輸送が長期間停止する事態
	4-4 物資の輸送が長期間停止する事態
	4-5 情報通信が輻輳・途絶する事態
	4-6 情報の正確性の低下等により、誤った情報が拡散する事態
5 「稼ぐ力」を確保できる経済活動の機能を維持する	5-1 農業・産業の生産力が大幅に低下する事態
6 生活・経済活動に必要なライフラインを確保し、早期に復旧する	6-1 食料や日用品、燃料等の物資が大幅に不足する事態
	6-2 電気・ガス等のエネルギー供給が停止する事態
	6-3 取水停止等により、給水停止が長期化する事態
	6-4 汚水処理の長期間停止等により、汚水が滞留する事態
	6-5 地域活動の担い手不足等により、避難所等の生活環境が悪化する事態
7 二次災害を発生させない	7-1 消火力低下等により、大規模延焼が発生する事態
	7-2 洪水抑制機能が大幅に低下する事態
	7-3 危険物・有害物質等が流出する事態
8 大規模自然災害被災後でも迅速な再建・回復ができるようにする	8-1 大量に発生する災害廃棄物・産業廃棄物等の処理が停滞する事態
	8-2 町内の基盤インフラの崩壊等により、復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-3 耕作放棄地等の荒廃地が大幅に増加する事態
	8-4 広域かつ長期的な浸水被害が発生する事態
	8-5 労働力の減少等により、復旧工事が大幅に遅れる事態

推進方針

脆弱性評価に基づき、地域強靱化を推進するため、次のとおり個別施策分野・横断的施策分野別の推進方針を示します。

■施策分野と推進方針の一覧

施策分野	推進方針	
個別 施策分野	1 行政機能・消防等	a.町の業務継続に必要な体制の整備 b.防災機能の整備 c.災害時応援協定を締結する団体等との連携強化 d.地域防災力の向上 e.被災者生活再建支援制度の充実
	2 住宅都市	a.安全・安心な市街地の形成 b.住宅・建築物の耐震対策 c.緑地・オープンスペースの確保 d.地籍整備の推進
	3 保健医療	a.災害医療体制の充実 b.感染症の発生・まん延防止
	4 福祉・子育て	a.福祉施設等の機能強化 b.要配慮者の避難体制等の構築
	5 エネルギー	a.自立・分散型エネルギーシステムの整備促進
	6 情報通信	a.住民等への情報伝達手段の多様化・正確な情報発信 b.行政情報基盤の機能強化 c.多様な情報発信基盤の確保
	7 産業	a.企業の誘致・立地の推進 b.建設産業等の担い手育成・確保
	8 交通	a.道路・橋梁等の整備
	9 農業	a.農地の適切な保全管理
	10 国土保全	a.発災前からの復興の備え
	11 ライフライン	a.上下水道施設の防災対策の推進
	12 教育	a.学校教育施設の安全・防災機能の確保 b.文化財の保護
	13 土地利用	a.発災前からの土地利用の保全の備え
	14 環境	a.有害物質等対策の推進 b.災害廃棄物処理体制の強化
横断的 施策分野	15 地域づくり・リスクコミュニケーション	a.地域コミュニティ活動の活性化
	16 老朽化対策	a.公共施設等マネジメントの実施



計画策定の趣旨

この計画は、国土強靱化基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画であり、国の「国土強靱化基本計画」「埼玉県地域強靱化計画」との調和を図りつつ、「第六次吉見町総合振興計画」が目指す長期的視点に立ち、地域強靱化を推進していくための基本目標、対策方針等を定めるものです。

または、町の地域強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針として位置づけます。

平成25年12月 平成30年12月改訂 平成29年3月 令和4年3月

国土強靱化
基本法

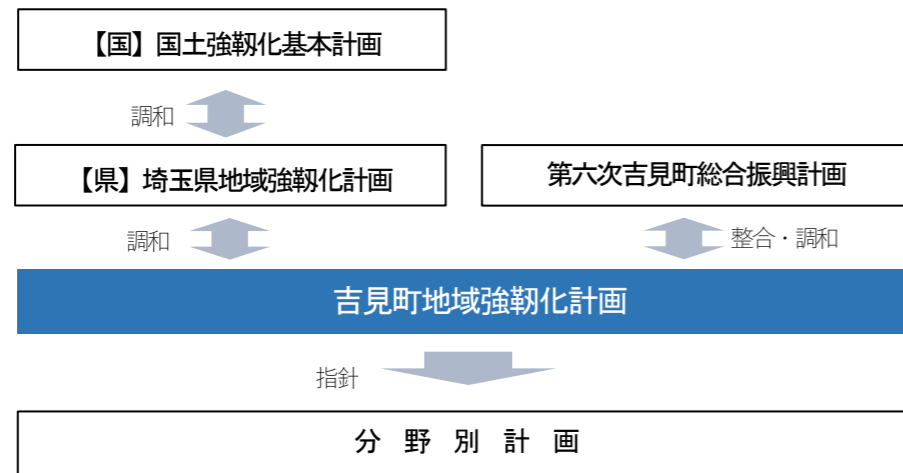
国土強靱化
基本計画

埼玉県
地域強靱化計画

吉見町
地域強靱化計画

計画の位置づけ

■この計画の位置づけ



基本的な考え方

●基本目標

国の国土強靱化基本計画と調和を図ることとし、国土強靱化を推進する上での「基本目標」を次のとおり設定します。

1. 人命の保護が最大限図られること
2. 地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
3. 町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
4. 迅速な復旧復興

●事前に備えるべき目標

4つの基本目標を基に、大規模自然災害を想定し、具体化した事前に備えるべき目標（行動目標）を次のとおり設定します。

1. 被害の発生抑制により人命を保護する
2. 救助・救急・医療活動により人命を保護する
3. 必要不可欠な行政機能を確保する
4. 交通ネットワーク、情報通信機能を確保する
5. 「稼ぐ力」を確保できる経済活動の機能を維持する
6. 生活・経済活動に必要なライフラインを確保し、早期に復旧する
7. 二次災害を発生させない
8. 大規模自然災害被災後でも迅速な再建・回復ができるようにする